

第162回国会閣第81号に対する修正案

第162回国会衆議院法務委員会可決

会社法案に対する修正案

会社法案の一部を次のように修正する。

目次中「消却等」を「消却」に改める。

第二百二十条第四項本文中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「その者」の下に「（当該利益の供与をした取締役を除く。）」を加える。

第二編第二章第四節第六款の款名中「消却等」を「消却」に改める。

第一百七十八条の見出しを削る。

第一百七十九条を次のように改める。

第一百七十九条 削除

第六百二条ただし書中「次に掲げる」を「当該訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該持分会社に損害を加えることを目的とする」に改め、同条各号を削る。

第八百四十七条第一項ただし書中「次に掲げる」を「責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする」に改め、同項各号を削り、同条第五項ただし書中「同項各号に掲げる」を「同項ただし書に規定する」に改める。